

日本消化管学会「胃腸科認定医」制度規程

平成 20 年 10 月一部改訂
平成 21 年 8 月一部改訂
平成 21 年 9 月一部改訂
平成 30 年 1 月一部改訂
2018 年 8 月一部改訂
2020 年 6 月一部改訂
2022 年 5 月一部改訂
2023 年 12 月一部改訂

第 1 章 総 則

第 1 条

本制度は、胃腸病に関する豊富な知識や優れた診療技術を有する医師を育成することにより、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条

1. 前条の目的を達成するために一般社団法人日本消化管学会（以下学会という）は「認定医の申請資格」及び「認定医の認定方法」の規程により認定医に対し認定証を授与する。
2. 前号の認定証は胃腸病に関し十分な学識経験を備え、その診療を担当する素養を有する医師であることを学会が公認するものである。

第 3 条

本制度の維持と運営のため、日本消化管学会専門医審議委員会を設ける。

第 2 章 審議委員会（以下、委員会という）

第 4 条

委員会は第 1 条に掲げる目的を遂行するために認定医・専門医の認定等必要な業務を行う。

第 5 条

委員会は学会理事長の推薦する担当理事と学会代議員のうち理事長が委嘱した若干名で構成する。

第 6 条

委員会委員の任期は 2 年とし、連続 3 期までの再任は妨げない。

第 7 条

委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は担当理事あるいは担当理事が選任した者をもって充て、副委員長は委員長の指名により定める。委員長は委員会を所掌し、本制度の円滑な運営を図る。また委員会は委員長が招集する。

第 3 章 認定医の申請資格

第 8 条

認定医の認定を申請できる者は下記の通りとする。

1. 日本国の医師免許証を有すること。
2. 卒後 2 年（初期研修 2 年）を経た者であり、かつ、申請時に学会員であること。
3. 認定の手續（第 9 条の「認定方法」をいう）を満たしていること。

第 4 章 認定医の認定方法

第 9 条

認定を申請するものは次の各号に掲げる申請書類を所定の期日までに学会理事長に提出するものとする。

- ・認定医申請書
- ・医師免許証コピー
- ・履歴書
- ・学術集会参加証明書コピー(申請年度より遡って過去 5 年以内のもの)
- ・教育講演会または支部教育講演会参加証明書コピー(申請年度より遡って過去 5 年以内のもの)

第 10 条

認定審査は前条に定める申請書類に基づき、毎年 1 回実施するものとする。
認定審査の期日及び必要な事項は毎年度ホームページに公示するものとする。

第 11 条

委員会は申請内容などを総合的に評価し、理事会に報告する。

第 12 条

学会は合格者に対し認定証を交付する。

第 13 条

認定期間は 5 年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて認定医を呼称することは出来ない。

第 5 章 認定医資格の更新

第 14 条

1. 委員会は、認定を受けてから 5 年を経たときに、委員会の定める要件(細則に定める)を満たした者について、認定更新の審査を行い、認定医資格を更新する。認定更新手続きについては細則に定める。
2. 認定更新時所定の年齢を越えるもの(65 歳以上)については終身認定医とする。

第 6 章 認定医資格の喪失

第 15 条

認定医は次の事由により、その資格を喪失する。

1. 本人が辞退した時
2. 日本消化管学会会員の資格を喪失した時
3. 申請書類に虚偽が認められた時
4. 所定の期日までに認定更新を申請しなかった時
5. 認定医としてふさわしくない行為のあった時

第 7 章 保 留

第 16 条

認定を受けてから更新までの 5 年間にやむを得ない事情により更新が出来ない場合は、「認定医更新保留願い」の提出をもって更新の保留を申し出ることが出来る。ただし、保留は 1 回につき 1 年単位とし、3 年までとする。保留中は認定医を呼称できない。また、保留解除後の更新は、本来の更新年度とす

る。

第 8 章 本制度の運営

第 17 条

この規則に規程するものの他、本制度の運営についての必要な事項は別に定める。

第 9 章 規則の施行、改廃

第 18 条

この規則の改廃は委員会の議を経て、日本消化管学会理事会で決定する。

第 19 条

この規則は平成 17 年 12 月 13 日から施行する。

認定医制度規程の施行細則

平成 20 年 10 月一部改訂
平成 22 年 2 月一部改訂
平成 23 年 9 月一部改訂
平成 26 年度 8 月一部改訂
2018 年 1 月一部改訂
2018 年 8 月一部改訂
2020 年度 6 月一部改訂
2023 年 12 月一部改訂

本学会認定医制度の施行に当たり、規程に定められた以外の事項については、つぎの各項の施行細則に従うものとする。

I. 新規認定医認定基準

1. 規程第 8 条(認定医の申請資格)および第 9 条(認定医の認定方法)の条件を満たしていること。
2. 申請年度から遡って過去 5 年以内に本学会が主催する学術集会、教育講演会(日本消化管学会支部教育講演会含む)にそれぞれ 1 回以上の出席があること。
3. 認定申請および審査の期日は下記に従うものとする。
 1. 認定申請は毎年 3 月 1 日から 4 月末日(消印有効)で学会事務局に送るものとする。
 2. 審査は申請の年の 3 月 1 日から 9 月 30 日までに終わるものとする。
 3. 審査の結果はホームページに発表する。
4. 認定手数料は 2009 年より審査料 10,000 円、認定料 20,000 円とする。
既納の手数料は返却しない。
※審査料の支払いについては、申請書類に支払帳票を添付する。
5. 認定申請書様式は下記のとおりとする。
 1. 認定医申請書
 2. 履歴書
 3. 医師免許証コピー
 4. 教育講演会(日本消化管学会支部教育講演会含む)参加証コピー
 5. 本学会参加証コピー

II. 認定医更新の要件は下記のとおりとする。

1. 継続して本学会の会員であること。
2. 学会が定めた過去 5 年間、委員会が指定した教育企画に参加し、総合して 50 単位取得した者。ただし内 20 単位は①本学会主催からの単位とする。

◎更新単位取得対象企画

| ①本学会主催 | | 出席 | 筆頭演者 |
|--------|-----------------------------|----|------|
| 1 | 日本消化管学会総会学術集会 | 10 | 5 |
| 2 | 日本消化管学会教育講演会(2020年2月までの実施分) | 5 | - |
| 3 | 日本消化管学会教育講演会(2020年9月からの実施分) | 10 | - |
| 4 | 日本消化管学会教育集会(2019年9月までの実施分) | 10 | - |
| 5 | 日本消化管学会支部教育講演会 | 5 | - |

| ②本学会以外の企画 単位数 | | 出席 |
|---------------|-----------------------------|----|
| 1 | 本学会が指定した関連学会(表③)の年次講演会の出席者 | 3 |
| 2 | 本学会が指定した関連学会(表③)の年次講演会の筆頭演者 | 3 |
| 3 | ※JDDW(日本消化器関連学会週間)の出席者 | 6 |

| ③関連学会一覧 | | | | | |
|---------|-------------|----|---------------|----|----------------|
| | 学会名 | | 学会名 | | 学会名 |
| 1 | 日本医学放射線学会 | 21 | 日本消化器癌発生学会 | 41 | 日本内視鏡外科学会 |
| 2 | 日本医学会総会 | 22 | 日本消化器外科学会 | 42 | 日本人間ドック・予防医療学会 |
| 3 | 日本胃癌学会 | 23 | 日本消化器がん検診学会 | 43 | 日本微小循環学会 |
| 4 | 日本栄養・食糧学会 | 24 | 日本消化器内視鏡学会 | 44 | 日本病態栄養学会 |
| 5 | 日本炎症・再生医学会 | 25 | 日本消化器病学会 | 45 | 日本病態生理学会 |
| 6 | 日本潰瘍学会 | 26 | 日本消化器免疫学会 | 46 | 日本病理学会 |
| 7 | 日本化学療法学会 | 27 | 日本消化吸収学会 | 47 | 日本腹部救急医学会 |
| 8 | 日本画像医学会 | 28 | 日本小児栄養消化器肝臓学会 | 48 | 日本プライマリ・ケア連合学会 |
| 9 | 日本カプセル内視鏡学会 | 29 | 日本小児救急医学会 | 49 | 日本ヘリコバクター学会 |
| 10 | 日本癌学会 | 30 | 日本小児科学会 | 50 | 日本薬理学会 |
| 11 | 日本感染症学会 | 31 | 日本小児感染症学会 | 51 | 日本臨床栄養学会 |
| 12 | 日本癌治療学会 | 32 | 日本小児外科学会 | 52 | 日本臨床寄生虫学会 |
| 13 | 日本気管食道科学会 | 33 | 日本静脈経腸栄養学会 | 53 | 日本臨床外科学会 |
| 14 | 日本救急医学会 | 34 | 日本食道学会 | 54 | 日本臨床検査医学会 |
| 15 | 日本外科学会 | 35 | 日本神経消化器病学会 | 55 | 日本臨床腫瘍学会 |
| 16 | 日本外科感染症学会 | 36 | 日本成人病生活習慣病学会 | 56 | 日本臨床腸内微生物学会 |
| 17 | 日本外科系連合学会 | 37 | 日本大腸検査学会 | 57 | 日本臨床内科医会 |
| 18 | 日本外科代謝栄養学会 | 38 | 日本大腸肛門病学会 | 58 | 日本臨床微生物学会 |
| 19 | 日本高齢消化器病学会 | 39 | 日本超音波医学会 | 59 | 日本臨床薬理学会 |
| 20 | 日本再生医療学会 | 40 | 日本内科学会 | 60 | 日本老年医学会 |

(五十音順)